

## 議案第 67 号

川崎市児童福祉審議会条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市児童福祉審議会条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 26 年 6 月 2 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市児童福祉審議会条例の一部を改正する条例

川崎市児童福祉審議会条例（平成 12 年川崎市条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号及び第 7 条第 1 項の表第 2 部会の項中「母子家庭及び」の次に「父子家庭並びに」を加える。

附 則

この条例は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

母子及び寡婦福祉法の一部改正に伴い、父子家庭の福祉に関することを児童福祉審議会の所掌事務とすること等のため、この条例を制定するものである。